○総務省令第九十七号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「「釜石市小佐野町三の八の二四」と、「釜石税務署」とあるのは、「釜石市新町六の三の八の二四　釜石税務署」」を削る。

五〇　岩手復興局釜石支所」」

附　則

この省令は、公布の日から施行する。